

市民交通傷害保険

更新の手続きお忘れなく

市民交通傷害保険の契約期間が3月31日で切れます。

この保険制度は、ますます多くなる交通事故に備え、万一事故にあったときの生活資金になるようにと、昭和42年4月に発足しました。

保険料は1人1日1円。年間360円で最高50万円まで保障します。加入の申込用紙を各家庭へお届けしましたので、すでに加入している人は更新の手続きを、まだ加入していない人は加入の手続きをするようおすすめします。

加入の受け付けは本庁交通課、各事務所市民課、各支所で行なっています。申込用紙に保険料(1人360円)をそえてお申し込みください。

それでは、この保険制度のあらましをご紹介します。

■加入できる人は

富士市内に住んでいて住民基本台帳に登録してある人ならだれでもできます。

■保険料は

1人年間360円で1回払いです。年度の途中から加入する人は月額30円で計算します。(たとえば8月から加入すると240円)なお、加入できるのは1人1口です。

■契約の期間は

毎年4月1日から翌年の3月31日までです。途中から加入した人も同じです。

■支払う金額は

○なくなられたとき	50万円
○ケガをしたとき	
・6カ月以上	10万円
・3カ月以上6カ月未満	5万円
・1カ月以上3カ月未満	2万円
・1週間以上1カ月未満	5千円
・1週間未満	2千円

■対象になる事故は

自動車、自転車、荷車などの車両およびトロリーバスに乗っていたときの事故または歩いていてこれらの車両にはねら

れたり、ひかれた事故です。なお、電車航空機、船舶の事故は対象になりません。

■保険金の請求手続きは

交通事故証明書(警察署で発行)と医師の診断書を請求書類にそえて申し込みをした窓口へ提出してください。

なお、昭和42年度の加入者は21,431人でした。このうち、不幸にも事故にあわれた人は146人で、保険料の納入額709万円に対し、796万円をお支払いしました。

ひとこと

野ネズミ退治の対策は

桜林利里子(十兵衛)

問

このところ野ネズミが増え、ゴミ箱を荒しまわり、はては我家の屋根裏まで入り、困っています。年に1度ほどゴキブリとネズミ退治の薬が区から配布されますが、そんな程度では全然ききめがありません。多分区費から出ていると思いますが、市では野ネズミ退治に対し、どのような対策をたっているのでしょうか。

答

市は、ネズミ退治のため毎年1回、各家庭に殺そ剤を無料で配布しています。また、田畑の野ネズミ退治は農政課で1年に1回行なっています。

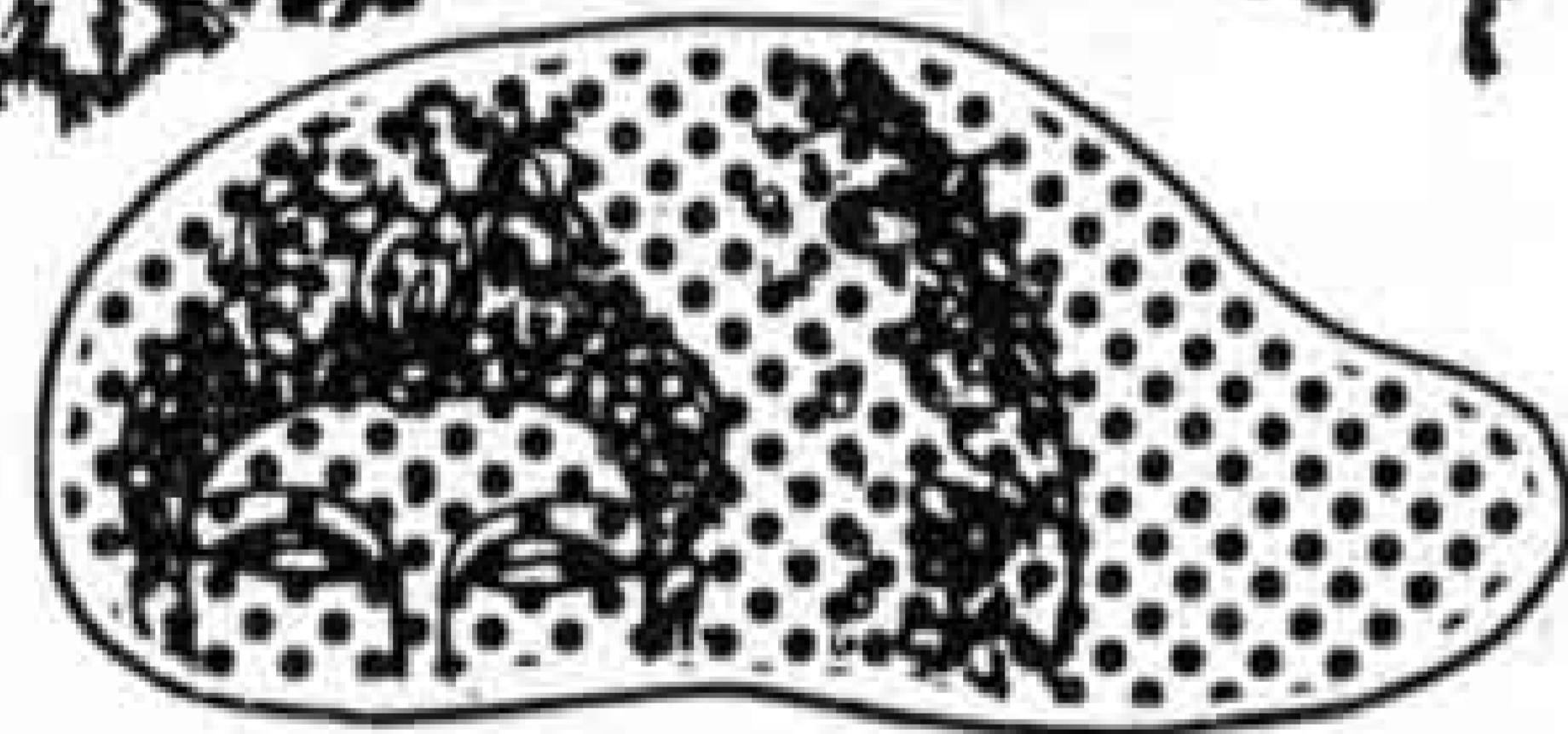
しかし、ネズミを退治するには根気とくふうが必要です。地域ごとに対策をたて、近所でいっせいに薬をまくようにしないと効果はなかなかあがりません。ぜひともお互いに協力してネズミ退治の効果をあげていただきたいと思います。

しかし、薬や捕獲器だけではネズミ退治はできません。みなさんの家庭から出される残飯はネズミにとっては大好物です。ですから、ふだんからネズミにエサをやらない心掛けをみなさんをお願いします。

なお、各家庭に配布する薬の購入費は町内会費や区費からはでていません。市は薬を購入するため、43年度は約50万円使用しました。

(衛生部衛生課)

仏像をたずね?



天台大師

岩本の実相寺に一切経を収めてある経蔵があります。

岩本山の中腹にある祖師堂の北側の、木立ちにかこまれた小さな建物です。この中に天台大師の等身大の木像が安置されています。法衣をまとった漆墨の姿は一宗の開祖にふさわしく、右手は2本の指で釈迦(しゃか)を現わす印を結んでいます。作者や年代はよくわかりませんが、実に立派な仏像です。

また、この経蔵は約700年前に日蓮上人が「立正安国論」を起草するため、3年間こもったと伝えられています。蔵は当時のものではありませんが、薄暗く実に静かで、なんとなく日蓮上人の姿がしのばれます。

天台大師は、支那の隋のころの人で支那天台宗の開祖です。日本の僧最澄(さいちょう=入寂してから伝教大師と呼ばれた)は、平安時代(796~1184)の初期に12歳で出家し、奈良や比叡山で修業しました。のちに唐にわたり、支那天台宗を勉強して、帰国してから日本の天台宗を開きました。

この実相寺は、智印上人が約800年前の久安年間(1144~1150)に開山した天台宗のお寺でした。しかし鎌倉時代(1185~1332)になって、日蓮宗に改宗しました。なお、実相寺は日興上人や日朗上人などとは特に深いつながりがあり、それにまつわる逸話も多く残されています。

(鈴木富男)

